

防府市地域福祉連絡会議設置要綱

平成23年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市地域福祉推進協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、防府市職員のうち別表に掲げる職にある者及び防府市社会福祉協議会の事務局長とする。

- 2 連絡会議に会長を置く。
- 3 会長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれを務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

総務部	人事課長
〃	行政管理課長
〃	防災危機管理課長
〃	財政課長
総合政策部	政策推進課長
〃	広報広聴課長
地域交流部	地域振興課長
〃	文化・スポーツ課長
生活環境部	生活安全課長
健康福祉部	高齢福祉課長
〃	障害福祉課長
〃	子育て支援課長
〃	社会福祉課長
〃	健康増進課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	都市計画課長
〃	建築課長
消防本部	消防総務課長
教育委員会教育部	教育総務課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長